

霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について

霧島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月18日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

霧島市職員の給与に関する条例（平成17年霧島市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「を超える職員」を「に達した職員の当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後の昇給」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 平成26年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、第4条第2項に規定する職務の級の分類と異にする職務の級であった職員の切替日における職務の級は、市長が定める職務の級とする。

（特定の号給の切替え）

3 前項に規定する職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）の給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

（期間の通算）

4 前項の規定により新号給を決定される職員に対する切替日以後における最初の第5条第2項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間をその者の新号給を受ける期間に通算する。

（職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置）

5 第2項及び第3項の規定を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(提案理由)

給与適正化の取組に基づく規定の整備を行うため、本条例の所要の改正をしようとするものである。